

これって、
どんな税?!

自動車税環境性能割

自動車の燃費性能等に応じて自動車の取得者にかかる税金です。

※令和元年10月1日から、自動車取得税が廃止され、自動車税環境性能割が導入されました。

納める人

自動車（特殊自動車、二輪車を除きます。）を取得した人

[売主が自動車の所有権を留保しているときは、買主（使用者）が取得した者とみなされます。]

納める額

自動車税環境性能割の税率（乗用車の例）

燃費性能等	税率		
	自家用		営業用
	自動車	軽自動車	
電気自動車 燃料電池自動車 天然ガス自動車 (H30排出ガス規制適合又はH21排出ガス規制NOx10%以上低減) プラグインハイブリッド車	非課税	非課税	非課税
H30排出ガス規制50%低減又はH17排出ガス規制75%低減 かつR12年度燃費基準85%達成かつR2年度燃費基準達成車	取得価額の 1.0%	非課税	非課税
H30排出ガス規制50%低減又はH17排出ガス規制75%低減 かつR12年度燃費基準75%達成かつR2年度燃費基準達成車			
H30排出ガス規制50%低減又はH17排出ガス規制75%低減 かつR12年度燃費基準65%達成かつR2年度燃費基準達成車	取得価額の 2.0%	取得価額の 1.0%	取得価額の 0.5%
H30排出ガス規制50%低減又はH17排出ガス規制75%低減 かつR12年度燃費基準60%達成かつR2年度燃費基準達成車			取得価額の 1.0%
上記以外	取得価額の 3.0%	取得価額の 2.0%	取得価額の 2.0%

- (注) 1 自動車税環境性能割の対象となる自動車は、新車、中古車を問いません。
 2 取得価額には、自動車本体の価額のほか、カーナビ・エアコンなどの価額も含まれます。
 3 無償でもらった場合など、通常取引価額に比べて低い価額で取得したときは、通常取引価額が取得価額となります。

※軽自動車税環境性能割は市町村税ですが、県が徴収することとなっています。

免税・非課税

次の場合には、自動車税環境性能割がかかりません。

- 取得価額が50万円以下の場合
- 自動車の販売業者などから取得・購入した自動車で、その性能が良好でないなどの理由で取得の日から1ヶ月以内に返還した場合
- 相続による取得の場合
- 法人の合併や分割による場合
- 分割払いの完済などにより、所有権が売主から買主に移転した場合（所有権留保の解除）

申告と納税

運輸支局または軽自動車検査協会で、登録または新規検査の申請等をするときに申告書を提出し、同時に納税することになっています。

減 免

一定の要件に該当する心身に障がい等を有するかた等が取得する自動車の減免制度があります。この自動車税環境性能割の減免は、運輸支局（または軽自動車検査協会）での申告の際に申請してください。

市町村への交付

県に納められた自動車税環境性能割（軽自動車税環境性能割を除く。）の43%を市町村に交付します。

この県税についてのお問い合わせ先

この県税についてご相談、お尋ねになりたいことがありましたら、鳥取県東部県税事務所までお問い合わせください。

名 称	担 当	電 話 番 号	F A X 番 号	所 在 地
鳥取県東部県税事務所	自動車税担当	(0857)20-3511~3513	(0857)20-3519	〒680-0061 鳥取市立川町六丁目176（鳥取県東部庁舎4階）

※自動車取得税については、鳥取県東部県税事務所へお問い合わせください。